

アイヌ施策推進地域計画

1 アイヌ施策推進地域計画の名称

長万部町アイヌ施策推進地域計画

2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道長万部町

3 アイヌ施策推進地域計画の目標

(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

長万部町においては、「長万部(オシャマンペ=鯨のいる所)」や「静狩(シリトカリ=行き止まり)」「国縫(クンネイ=黒い所)」「紋別(モペツ=静かな所)」「ルコツ(ルコッチ=沢の道)」などアイヌ語由来の地名が多く残されているとともに、昭和初年には町内の旭浜地区において13～15戸からなるコタンがあったとされ、昭和20年代まで同地区コタン住民によるイオマンテ(クマ送り儀礼)の記録がある。また同地区のコタン住民により昭和6年～14年頃まで「エカシケル保存会」が設立されアイヌ民具資料館「エカシケル(祖先の尊き家)」の経営やアイヌ儀礼の披露を積極的に行ってきた記録がある。上記地区の他、明治後期～大正期には国縫地区、中の沢地区、花岡地区、平里地区等に2～3戸からなるコタンがあるなど、歴史的にアイヌ文化等に深い関わりを持っている。

オシャマンペ(長万部)の名は古く、すでに17世紀には、松前藩の不平等貿易へ抵抗し一斉蜂起したアイヌ軍と松前藩の戦争＝「シャクシャインの戦い」(1669年)の戦記等に、決戦場となったクンヌイ(国縫)とともに記されている。

その名は道内の多くの地名同様アイヌ語に由来し、直訳すると「オ(川口)シャマン(鯨)ペ(あるところ)」、すなわち「鯨(カレイ)のたくさんとれる川口」となります。古アイヌ語では「オ(川口)シャマン(横になった川)ペ(あるところ)」となり、元々は長万部川の「横になった川口」という地形特徴を言い表していたものが、17～18世紀にはアイヌ自身が「鯨のたくさんとれる川口」と付会した地名解釈を和人に伝承したと考えられます。

長万部町にある「静狩貝塚」は、縄文時代後期初頭(約4千年前)の大規模な貝塚であり、貝類は、ほっき、あさり、はまぐり、かき、ほたてなどが見られ、また、人骨のほか祭具と思しきクマ石像などが発見されています。さらに遡れば、縄文早期に使用されたシカの落とし穴(Tピット)の見つかった共立遺跡や、旧石器時代の北方式の石刃(石刃鎌)の最南端出土地であるオバルベツ2遺跡などがあります。

長万部町には昭和21年4月北海道アイヌ協会長万部支部(現・長万部アイヌ協会)が設立され、これまでアイヌ文化の復興や伝承を図るとともに、アイヌ文化等の発信を行ってきた。

アイヌ刺繍を学ぶサークル「長万部チセの会」では、年12回のアイヌ実践講座を実施し、難易度の高い刺繍活動を実施している。

また、長万部町教育委員会では、平成30年に町民に対して自地域のアイヌの歴史や文化を学ぶための講演会を開催したほか、寛文9年(1669年)に「シャクシャインの戦い」で最大の激戦地となった国縫川ほとりの旧国縫小学校敷地に平成28年に「シャクシャイン古戦場跡碑」の石碑を設置、また長万部町町民センターの郷土資料室では昭和55年の開館当初からタマサイ(耳飾り)やイクパスイ(棒酒箸)などの民具やアイヌ関連資料を収蔵・展示し、また平成23年には同センター収蔵の丸木舟1点、アイヌ民族衣服4点を町指定有形民俗文化財とするなど、町内ではアイヌの歴史や文化を学ぶ機会の充実が図られており、町民の関心が高まりつつある。また、長万部町では、令和元年に「シャクシャインの戦い」350年慰霊記念事業としてアイヌ文様刺しゅうや歴史講演会などの催しを行い、次世代への歴史継承事業を行っている。

このように長万部アイヌ協会等によるこれまでの取組により、町内でアイヌの歴史や文化を学ぶ機会は相当程度あり、町民の関心は高いものの、アイヌ関連団体会員の高齢化や経済的理由により文化伝承活動に専念することができないなど、アイヌ文化等の担い手が不足しており、次世代への円滑な継承が喫緊の課題となっている。

当町の主要産業は水産業であるが、ホタテ貝養殖漁業を中心に、秋サケ定置網漁業、カレイ刺網漁業、ほっき桁曳(けたびき)網漁業を組み合わせた沿岸漁業を営んでいる。そのうち、ホタテ貝養殖業は、漁業組合員のほとんどが従事し、漁協総漁獲高の約9割を占める水揚実績となっており、ホタテ貝養殖業に携わる漁業者・漁協及び加工業者等、本町における大きな産業となっている。

近年、ホタテ貝の大量へい死が大きな問題となっており、現在、町、漁協、道、研究機関が連携し原因究明を行っているが、未だに解明されておらず、廃業を口にする者もおり、一刻の猶予も許されない状況となっている。

このホタテ貝養殖に携わる人の約6割(注)はアイヌの人たちである。アイヌの人たちを含む町民の生活を守るためにホタテへい死に係る調査研究を行い、水揚げ量の安定の暁には、ブランド化を図り、町の産業振興につなげていく必要がある。

(注)昔からアイヌの人たちは、夜になると「ラッチャコ」と呼ばれる、三つ叉の木にホタテの貝殻を乗せ、魚油に火を灯すランプを生活用具として使っていた。アイヌの人たちは、ホタテを生活の糧として、また生活用具としてうまく活用してきた歴史がある。自然と共生し、大切にアイヌの人たちの生き方をよく表しているが、こうしたホタテとの関わりがあり、当町ではアイヌの人たちには代々ホタテ漁師が多く、町のホタテ漁師の約6割をアイヌの人たちが占めている。

※アイヌ関連団体

- ・長万部アイヌ協会(設立:昭和21年4月)
- ・長万部チセの会(設立:平成27年2月)

※アイヌ文化等関連施設

・旭浜生活館

所在：長万部町字旭浜83番地2

現況：昭和61年3月開館。地域住民の交流の場となっている。

・陣屋生活館

所在：長万部町字長万部326番地4

現況：昭和49年12月開館。地域住民の交流の場となっている。

・長万部町民センター（郷土資料室）

所在：長万部町字長万部413番地12

現況：昭和55年2月開館。アイヌ関連の資料・民具の収蔵・展示。

・シャクシャイン古戦場跡碑

所在：長万部町字国縫30番地

現況：平成28年10月建立。アイヌと和人の激戦を記録した石碑。

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

【概要】

アイヌ文化のブランド化による産業振興を図ることによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、共生社会の実現に寄与する。

(3) 数値目標

| 事業 | アイヌ文化の保存又は継承に資する事業 | アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業 | 観光の振興その他の産業の振興に資する事業 | 地域内及び地域間の交流並びに国際交流の促進に資する事業 |
|-----------------|--------------------|------------------------|---|-----------------------------|
| KPI | | | ・長万部地区に適した稚貝の選択 ・ホタテのアイヌブランド関係WEB閲覧数 | |
| 令和元年度 (基準年度) | | | 長万部地区(静狩・大中)に適する可能性のある稚貝産地を1地域以上選定 | |
| 令和2年度 | | | 長万部地区(旭浜・国縫)に適する可能性のある稚貝産地を1地域以上選定 | |
| 令和3年度 (中間年度) | | | 適した稚貝産地を1地域以上決定 ホタテのアイヌブランド化調査を実施 | |
| 令和4年度 | | | ホタテのアイヌブランド関係WEB開設 | |
| 令和5年度 (最終年度) | | | ホタテのアイヌブランド関係WEB閲覧数 30,000アクセス/年間 | |

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

なし

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

なし

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

■水産業振興(水産物のアイヌブランド化)・・・ホタテ養殖の稚貝へい死に係る調査研究事業を行うとともに、本事業によりホタテ養殖水揚げ量を安定させ、ブランド化を目指す委託調査を実施し、ホタテのアイヌブランドとしての販売を強化する。

4-4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

なし

5 計画期間

アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和6年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1)文化振興事業

事業内容 : なし

事業期間 :

事業費 :

(2)地域・産業振興事業

事業内容 : 4-3と同じ (水産業振興(アイヌブランド化))

事業期間 : 令和元年度～令和5年度(事業スケジュールを添付)

事業費 : 205,348千円

(3)コミュニティ活動支援事業

事業内容 : なし

事業期間 :

事業費 :

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1)「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性(第1号基準)

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載(第2号基準)

■4-1 (なし)

■4-2 (なし)

■4-3に記載する事業は、アイヌ文化のブランド化による産業振興を図ることによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■4-4 (なし)

(2)反社会的勢力やその関係者(以下「反社会的勢力等」という。)の関与の可能性(第2号基準)

4の事業については、水産業振興は町の事業として実施するものであり、反社会的勢力の関与はない。また、水産業振興は長万部漁業協同組合への委託を想定(特定)しており、それぞれ反社会的勢力等の関与は認められない。

(3)円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること(第3号基準)

■事業の実施主体の特定

6で記載の事業については、事業担当部署である長万部町産業振興課が実施もしくは委託業者を特定又は想定しており、その妥当性を検証している。

■事業実施スケジュールの明確性

6で添付の工程表は、事業担当部署である長万部町産業振興課が作成若しくは想定(特定)している委託業者からの聞き取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。

■地域住民の意見聴取

計画策定に当たり、アイヌの人々(長万部アイヌ協会)と長万部漁業協同組合から意見を聞いたところ、反対意見はなかった。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況にかかる評価の手法

3に記載するKPIであるホタテのアイヌブランド関係 WEB 閲覧数について、実績値を公表する。また、事業を実施する部局以外で構成する役場管理職員で構成する評価委員会により、目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について、毎年度3月に、事業を実施する部局以外の役場管理職員で構成する評価委員会による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表の手法

中間期及び最終年度については、目標の達成状況について

9 法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

なし

10 内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

なし

地域・水産業振興事業

- 水産業振興(水産物のアイヌブランド化)

事業スケジュール

| 年度 | ホタテ貝に稚貝に関する調査研究事業 | 水産物のアイヌブランド化事業 |
|-------|----------------------|----------------|
| 令和元年度 | 稚貝移入試験 静狩・大中地区(33漁家) | |
| 令和2年度 | 稚貝移入試験 旭浜・国縫地区(35漁家) | |
| 令和3年度 | 稚貝移入時期試験 大中地区(10漁家) | アイヌブランド化の委託調査 |
| 令和4年度 | | アイヌブランドの商品開発 |
| 令和5年度 | | アイヌブランド商品の販売強化 |